

令和6年（2024年）能登半島地震における 被災者生活再建支援金について

【支援対象】 住家が半壊以上の被害に合われた世帯

※一部市町では、基礎支援金の上乗せや準半壊・一部損壊世帯への補助も実施しています

【支援内容】 ① 基礎支援金： 住家の被害程度に応じて支援金を支給
最大 100万円

② 加算支援金： 住家の再建方法に応じて支援金を支給
【建設・購入】 最大 200万円
【補修】 最大 100万円
【賃貸（公営住宅を除く）】 最大 50万円

区分	基礎支援金	加算支援金	合計	
全壊(損害割合50%以上) 半壊解体、敷地被害解体 長期避難世帯	100万円	建設・購入 200万円	300万円	(上乗せ)
		補修 100万円	200万円	
		賃貸 50万円	150万円	
大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入 200万円	250万円	
		補修 100万円	150万円	
		賃貸 50万円	100万円	
中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入 100万円	100万円	
		補修 50万円	50万円	
		賃貸 25万円	25万円	
半壊 (損害割合20%台)	—	建設・購入 100万円	100万円	
		補修 50万円	50万円	
		賃貸 25万円	25万円	
準半壊（損害割合10%台） 一部損壊（損害割合10%未満）		(市町独自)		

国制度： 県単制度： 市町独自制度：

※ 1人世帯は、記載額の3/4を支給

※ 加算支援金は、自己負担がある場合に対象となります

※ 「半壊解体」は、「大規模半壊」「中規模半壊」及び「半壊」の住家を解体した場合に対象となります。

【申請期間】 ①基礎支援金 令和8年2月2日（月）まで

②加算支援金 令和9年2月1日（月）まで

【お問い合わせ・申請先】 被災された住家のある市町の窓口

※郵送、代理申請も可能です